

○工事現場等における施工体制点検・確認要領の 制定について

平成14年1月25日 建情第1734号

各部長、各支庁長、札幌医科大学長、各土木現業所長、
各道有林管理センター署長、道民の森活動促進センター
所長、教育長、警察本部長あて農政部長、水産林務部長、
建設部長

〔沿革〕 平成28年5月27日建管第508号、令和5年2月27日第1541号改正

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）及び公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（平成13年3月9日閣議決定）の趣旨を踏まえ、工事現場等における施工体制点検・確認要領を制定したので、事務処理を適切に行ってください。

また、各部局等への通知については、所管する部長等から行ってください。

なお、この要領は、平成14年4月1日以降に契約を締結する工事から適用します。

農政部事業調整課契約指導係
水産林務部総務課工事管理係
建設部建設管理室建設情報課工事管理係
建設部建設管理室建設情報課主査（制度調査）

工事現場等における施工体制点検・確認要領

1 目的

この要領は、道が発注する公共工事（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する公共工事をいう。以下「工事」という。）の品質及び契約の適正な履行の確保を図るため、工事監督業務等における監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）の専任制の把握の徹底及び現場の施工体制の不適切な事案に対する統一的な対応等、適正な施工体制の確保が図られるよう把握すべき確認事項を定めることを目的とする。

2 対象工事

- (1) 監理技術者等の専任制の点検に係る工事は、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項に該当する工事（請負金額が4,000万円以上のもの。ただし、建築一式工事の場合は、8,000万円以上のもの。）とする。
- (2) 施工体制台帳等の点検に係る工事は、請負金額200万円以上の工事及び200万円未満であっても下請契約を締結する工事とする。

3 把握のための確認事項

(1) 工事着手前

ア 配置予定監理技術者の専任制の確認

イ 工事着手前における監理技術者資格者証（建設業法第27条の18第1項に規定するものをいう。以下同じ。）の確認及び監理技術者の本人確認

(2) 工事施工中

ア 監理技術者等の専任制の確認

イ 施工体制台帳（法第15条第2項の規定により提出されるものをいう。以下同じ。）及び施工体系図（建設業法第24条の8第4項の規定により作成され、掲示されるものをいう。以下同じ。）に基づく施工体制の確認

ウ 建設業許可を示す標識の掲示の確認

エ 労災保険関係成立票の掲示の確認

オ 建設業退職金共済制度の適用を受ける事業主に係る工事現場であることを示す標識の掲示の確認

カ 工事カルテ（CORINS（工事实績情報サービス）への登録等に関する規約第5条に規定するものをいう。以下同じ。）の登録の確認

4 建設業許可行政庁等への通知

点検等により、次に掲げる事項のいずれかに該当する事実があると認められる場合は、当該工事に係る建設業者が建設業の許可を受けた国土交通大臣又は都道府県知事及び当該事実に係る営業が行われる区域を管轄する都道府県知事（以下「建設業許可行政庁等」という。）に対し、その事実を通知するものとする。

(1) 建設業法第8条第9号、第10号（同条第9号に係る部分に限る。）、第11号（同条第9号に係る部分に限る。）、第12号（同条第9号に係る部分に限る。）若しくは第13号（これらの規定を同法第17条において準用する場合を含む。）又は第28条第1項第3号、第4号若しくは第6号から第8号までのいずれかの規定に該当するもの

(2) 法第15条第2項若しくは第3項、同条第1項の規定により読み替えて適用される建設業法第24条の8第1項、第2項若しくは第4項又は同法第26条若しくは第26条の2の規定に違反するもの

5 工事成績の取扱い

3の規定に基づく確認において、当該工事に係る建設業者に不適切な点があった場合は、その内容、改善状況に応じて工事成績評定に反映させるものとする。

6 点検事項の確認方法等

(1) 監理技術者の専任制

ア 入札前

(ア) 確認方法

工事の入札に当たり、入札参加資格審査申請書等の申請の際、併せて配置予定監理技術者の申請を行うこととされている入札について、一般財団法人日本建設情報総合センター（JACIC）の工事实績情報サービス（以下「CORINS」という。）を活用し、配置予定監理技術者が他の工事と重複しないことを確認するものとする。重複の疑義がある場合は、申請者に確認するとともに、一般財団法人建設業技術者センター（GE

財団)の企業情報サービス(以下「企業情報サービス」という。)で配置予定監理技術者の所属及び監理技術者資格者証の保持状況を確認するものとする。

(4) 対応

申請内容について、違反となる事実が認められる場合は、次により取り扱うものとする。

a 一般競争入札

入札参加資格は認めないものとする。

b 指名競争入札

非指名の扱いとするものとする。

イ 契約前

(7) 確認方法

落札者の配置予定監理技術者について、アの確認方法に準じて専任制の確認を行うものとする。

(4) 対応

申請内容について、違反となる事実が認められる場合は、契約を締結しないものとする。ただし、支出負担行為担当者がやむを得ない事情があると認めるものについては、配置予定監理技術者の変更を承認し、契約を締結することができるものとする。

ウ 契約後

(7) 確認方法

建設業法第26条第3項に規定する工事のうち、専任の監理技術者を配置する工事について、当該工事のCORINS登録後、「建設工事事務取扱標準様式の設定について(昭和48年4月2日付け局総第151号)別記第15号様式その2」(以下「契約書」という。)第9条第1項の規定により通知された監理技術者について、JACIC-GE協議会の監理技術者の重複、所属及び資格者証保持のチェックによる疑義情報を活用し、専任制、所属及び資格者証保持の確認を行うものとする。重複、所属及び資格者証保持に疑義があると判断された場合、重複工事の発注者と情報交換等を行うとともに、受注者に確認するものとする。

(4) 対応

専任制又は所属について、違反の事実があると認められる場合(やむを得ない事情があると認めるものを除く。)は改善の請求を行い、4に基づき必要な措置を行う。

なお、受注者が改善の請求に対して必要な措置を行わない場合、監理技術者資格者証を保持していない場合又はやむを得ない事情があると認める場合については、契約書第11条第1項の規定に基づき、必要な措置の請求を行うものとする。ただし、建設業許可行政庁等において監督処分が行われた場合は契約を解除することができるものとする。

(2) 施工体制台帳等に基づく施工体制

ア 監理技術者資格者証等

工事着手前に、当該工事の監理技術者から監理技術者資格者証の提示を求め、契約書第9条第1項の規定により通知された監理技術者及び配置予定監理技術者として申請された監理技術者本人であること、並びに当該工事の受注者と直接的かつ恒常的に雇用さ

れている者であることを確認するものとする。

イ 監理技術者等の現場の常駐状況

工事期間中、適宜な頻度で確認するものとする。

ウ 施工体制台帳

工事期間中、必要事項の記載並びに添付書類である下請契約書及び再下請負通知書等の状況等を確認するものとする。

エ 施工体系図

工事期間中、工事現場の工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲げられているかを確認するものとする。

オ 施工体制

(7) 工事期間中、一括下請負に該当するおそれとなる事実がないかを確認するものとする。

(1) 工事期間中、施工体制台帳及び施工体系図と工事現場における体制が異なるものがないかを確認するものとする。

カ 標識等

(7) 建設業許可を受けていることを示す標識が公衆の見やすい場所に掲示されているかを確認するものとする。

(1) 建設業退職金共済制度適用事業主の工事現場であることを明示する標識が掲示されているかを確認するものとする。

(ウ) 労災保険関係成立票の項目が掲示されているかを確認するものとする。

キ 工事カルテの登録

工事期間中、登録されているかを確認するものとする。

ク 対応

アからキにおいて、不適切な点があった場合は、改善の指導・請求、4に基づく措置等必要な措置を講じるものとする。

7 その他

(1) 工事現場における適正な施工体制の確保は、各発注者それぞれが統一的な取組みを行うことによって効果が期待されることから、各発注部局等において、情報の交換等協調体制の強化に努めるものとする。

(2) 発注者支援データベース・システム(CORINSと企業情報サービスをネットワーク化し、監理技術者の専任を確認するサービス等、JACIC-CE協議会が運営管理し情報提供しているものをいう。)による専任制の確認について、信頼性の向上を図り、発注者の内容確認及び受注者による早期登録を徹底させるため、工事カルテ受領書を早期に提出させるものとする。

(3) 施工体制台帳は、建設工事の適正な施工を確保するために作成されるものであり、粗雑工事の誘発を生ずるおそれがある場合等工事の適正な施工を確保するために必要な場合に、適切に活用すべきものであることに留意すること。

(4) この要領は、公表するものとし、その方法等については、「工事等に係る入札及び契約の状況等に関する事項の公表について」(平成13年3月29日付け建情第2328号農政部長、水産林務部長、建設部長、出納局長通達)の例によるものとする。